

第15回会議 参考資料 別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成15年11月12日

提案事項 第2号

## 新町の農業委員の定数および任期の取り扱いについて

新町の農業委員の定数および任期の取り扱いについては、次のとおりとする。

平成 15 年 4 月 3 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

1 農業委員の選挙による委員の定数は次表のとおりとし、合併後最初に執行される選挙の時から適用する。

選挙による委員	(参考)選任による委員				合計
	農業協同 組合推薦	農業共済 組合推薦	議会推薦( )	小計	
20	1	1	1~5	3~7	23~27

( ) 議会推薦による委員は、新町での設置選挙による議会が推薦する。

2 合併後最初の一般選挙を次回の農業委員会全国統一選挙として執行することとし、合併時に在任している選挙による委員を平成 17 年 7 月 19 日まで在任させる。

(参考)

1 合併特例法による特例措置

合併前の旧町の協議により、合併の日から1年以内(平成17年9月30日)で、旧町の委員を在任させることができる。(在任特例)

なお、在任特例期間後は、委員定数等を定めた条例の規定に従って一般選挙(従来の任期満了選挙と同様)を行う。

2 任期

区 分	任期満了の日
西伯町	平成16年3月29日
会見町	平成16年4月20日

3 報酬月額

(単位:百円)

区 分	会 長	職務代理	委 員
西伯町	413	320	267
会見町	397	308	257

4 定数

区 分	選挙による委員			選任による委員									総計	
	西伯町	会見町	計	農協			共済			議会				計
				西伯町	会見町	計	西伯町	会見町	計	西伯町	会見町	計		
現行	10	10	20	1	1	2	-	-	-	3	3	6	8	28
合併後 の法定数			10 、 20			1			1			1~5	、 7	13 、 27

5 前回の統一農業委員会選挙の概要

投票日：平成14年7月7日(日)

対 象：任期満了が平成14年7月8日～8月6日の農業委員会

その他：県内の次回統一選挙対象市町村(22)の任期満了日は、平成17年7月19日

## 合併特例の適用・不適用と農業委員会の委員の取扱い

年月	事項	平成15年4月	任期満了30日前まで	任期満了30日前まで	平成16年3月29日	平成16年4月20日	平成16年6月10日	平成16年10月1日	平成16年11月19日	平成17年7月頃	平成17年7月19日	平成19年10月上旬頃	平成19年10月中旬頃	平成20年7月頃	平成20年7月19日
	統一地方選挙		西伯町選挙	会見町選挙	西伯町任期満了	会見町任期満了	会見町長任期満了	合併 新町発足	町長・議長の選挙 合併後50日	統一農業委員会選挙	特例による任期	任期満了による選挙	任期満了	統一農業委員会選挙	特例による任期満了
特例不適用	選挙による委員	西伯町 平成16年3月29日を任期満了とする委員10人			会見町 平成16年4月20日を任期満了とする委員10人	平成19年3月29日を任期満了とする委員10人		選挙まで委員不在	農業委員会設置選挙	設置選挙の日から3年間を任期とする委員10～20人			以下繰り返し		
	選任による委員	西伯町 農協等推薦	平成19年4月29日を任期満了とする町長の選任による委員1人(法定数は2人)				新町の長による選任まで委員不在	農協等推薦	新町の設置選挙で選出された町長の選任による委員2人						
		西伯町 議会推薦	平成19年4月29日を任期満了とする議会の推薦に基づき、同日を任期とする町長の選任による委員1～5人					議会推薦	新町の設置選挙で選出された議員で構成する議会の推薦に基づき、同じく選出された町長の選任による委員1～5人						
	選任による委員	会見町 農協等推薦	平成16年6月10日を任期満了とする町長の選任による委員1人(法定数は2人)		平成20年6月10日を任期満了とする町長の選任による委員1人(法定数は2人)		議会推薦								
会見町 議会推薦		平成19年5月9日を任期満了とする議会の推薦に基づき、平成16年6月10日を任期とする町長の選任による委員1～5人		平成19年5月9日を任期満了とする議会の推薦に基づき、平成20年6月10日を任期とする町長の選任による委員1～5人											
特例適用	選挙による委員	西伯町 平成16年3月29日を任期満了とする委員10人			会見町 平成16年4月20日を任期満了とする委員10人	平成19年3月29日を任期満了とする委員10人		特例の適用により左の委員計20人が引き続き在任			新町の条例により10～20人の間で定められた委員				
	選任による委員	← 特例を適用しない場合と同様 →								委員不在	← 特例を適用しない場合と同様 →				

旧町域を選挙区とした場合の定員の原則数

区分	名簿登録者数 (H15.1.1)	定数					
計	4,068	20	19	18	17	16	15
西伯町	2,828	14	13	13	12	11	10
会見町	1,240	6	6	5	5	5	5

委員一人あたり有権者数

区分	名簿登録者数 (H15.1.1)	原則の場合			委員会の提案		
		定数	有権者数	格差	定数	有権者数	格差
計	4,068	18	226.00		18	226.00	
西伯町	2,828	13	217.54	1.000	10	282.80	0.548
会見町	1,240	5	248.00	0.877	8	155.00	1.000